

知っておきたい個人荷物情報

別送品の送り方

- ❶ 荷物の受取人を帰国者の名前にして、荷物の外側や送り状などに『別送品 (Unaccompanied Baggage)』と明記して送る。
- ❷ 帰国者は、日本の空港などで入国する時に書く『携帯品・別送品申告書』の『別送品』の欄に必要事項を記入する。これをもう1枚用意する(全部で2枚)。
- ❸ 税関でその2枚を提出して、1枚に税関の確認印を押してもらい、受け取る。
- ❹ 荷物が到着したら、利用した貨物代理店などの指示に従って、帰国後6ヶ月以内に確認印が押された『携帯品・別送品申告書』などを提出して、荷物を受け取る。

注意! 入国後6ヶ月以内に受け取りがされない場合、また入国時に税関で『携帯品・別送品申告書』の確認印を受けなかった場合は一般貨物とみなされ、免税枠の適用を受けることができない。

簡易税率

免税枠を超えて一般貨物として送られた個人使用の物、少額の物などの場合に適用される税率で、消費税と地方消費税を含む。

簡易税率表 (一部)

酒類	ウイスキー、ブランデー (1リットルあたり) 500円 ラム、ジン、ウォッカ (1リットルあたり) 400円 リキュール (1リットルあたり) 300円など
紙巻きたばこ (1本あたり)	7.5円
その他の物品 (無税となる物以外)	15%

注意! ●1個(1組)の課税価格が10万円を超える物や、お米、食用の海苔、バイナップル製品などは簡易税率ではなく、一般的の関税率と消費税、地方消費税が課税される。

●関税がない(無税)ものは、消費税と地方消費税のみ課税される。

●関税は、課税価格(海外の小売価格の約6割)に簡易税率がかけられる。

手川氏のインタビューにあった、別送品、免税枠、簡易税率などについて、日本のルールの詳細を紹介。

Source: 海外旅行者の皆様へ通関案内、日本税關、2009



携帯品や別送品の免税枠

個人使用と認められるものに限って、成人1人あたり以下の免税枠の適用を受けられる。

酒類	3本 (1本あたり 760ml)
たばこ	紙巻きたばこのみの場合 外国製 200本 日本居住者 日本製 200本 葉巻きたばこのみの場合 50本
	その他の場合 250g
	外国居住者 日本居住者の2倍
香水 (オード・トワレを除く)	2オンス (1オンスは約28ml)
その他	20万円 (海外市価の合計額)

注意!

- 海外市価とは、外国で購入した価格のこと。
- 『その他』の免税枠の合計が20万円を超える場合は、20万円以内に納まる品物が免税になり、納まらない品物に課税される。
- 1個の品物の海外市価が20万円を超える場合は、その全額に課税される。
- お土産や商業用サンプルは課税対象になる。
- 旅行中に使用していた衣類や化粧品などの身の回り品や職業上必要な携帯用器具で、外国で取得したものではないものは、原則として免税となる(購入後6ヶ月未満のものは新品とみなされて課税対象になることもある)。
- 酒類やたばこ、香水以外の物品は、1品目ごとの海外市価の合計額が1万円以下であれば、原則として免税となる。

薬事法の持ち込み許容範囲

一般的に医薬品や医薬部外品、化粧品などを日本に輸入するには届け出が必要だが、個人使用の場合は一般的に以下の数量までは持ち込みが可能。

Source: 医療品等の個人輸入について、厚生労働省、2008

医薬品又は医薬部外品

- 外用剤 (毒薬、劇薬及び処方せん薬を除く)

……標準サイズで1品目24個以内

- 毒薬、劇薬または処方せん薬

……用法用量からみて1ヶ月分以内

- 上記以外の医薬品・医薬部外品

……用法用量からみて2ヶ月分以内

化粧品

……標準サイズで1品目24個以内

医療機器

- 家庭用医療機器 (電気マッサージ器など) ……1セット

- 使い捨てコンタクトレンズ

……2ヶ月分以内

© THE PERTH EXPRESS